

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案について

【法改正の目的】

新型コロナウイルス感染症対策の経験により、社会における抜本的なデジタル化の必要性が顕在化。デジタル社会の基盤であるマイナンバー、マイナンバーカードについて国民の利便性向上等の観点から、法の一部改正を行うもの。

法改正のポイントの一つである「マイナンバーの利用に係る規定の見直し」で、「法定事務」に準ずる事務である「準法定事務」が新たに規定された。「準法定事務」についても、マイナンバーの利用が可能となったため、マイナンバーの利用範囲が拡大した。※「準法定事務」とは…法律でマイナンバーの利用が認められている事務（法定事務）に準ずる事務（事務の性質が同一であるものに限る）

【条例改正の概要】

法律に新たな規定が追加されたことにより、現在定めている条例の中で不必要となる文言があるため、その文言を削除する。

○法改正前 事務の種類 2 種類

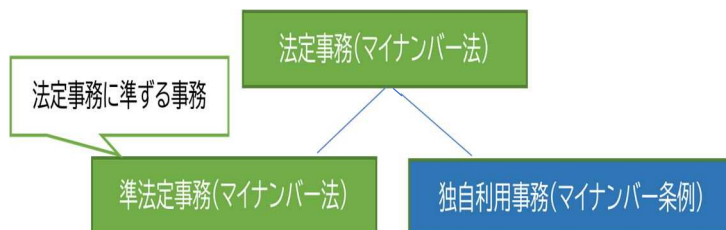
法定事務・独自利用事務



○法改正後 事務の種類 3 種類化

→独自利用事務と準法定事務に重複が生じる。

法定事務・独自利用事務 + 準法定事務(新)



それぞれの事務において、情報提供ネットワークシステムを使用して他の行政機関、地方公共団体等が保有する特定個人情報を照会・提供する、「**情報連携**」をしている。

現在、法改正によってできた「**準法定事務**」と、先に条例に規定していた「**独自利用事務**」とで、文言が重複しているものがあるが、事務を行う根拠は、法か条例のどちらか1つにする必要がある。

「準法定事務」の「情報連携」が開始される令和7年6月 16 日までは、従前通り条例に「独自利用事務」として根拠をもつ必要があったため（個人情報保護委員会事務連絡）、9月定例会議において、条例の文言を削除する改正案を上程する。

関係事務の一覧（準法定事務と独自利用事務で重複しているもの）

法定事務	準法定事務	独自利用事務
高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務 <u>(番号法別表123、別表主務省令第66条)</u>	学び直し支援金の支給に関する事務（私立学校） <u>(準法定主務省令の表7)</u>	条例から削除 高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務 (別表第1知事(2)、別表2知事(2))
	滋賀県私立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務 <u>(準法定主務省令の表8)</u>	条例から削除 私立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務 (別表第1知事(3)、別表第2知事(3))
生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務 <u>(番号法別表23、別表主務省令第15条)</u>	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務 <u>(準法定主務省令の表1)</u>	生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する保護に関する事務 (別表第1知事(4))
※現在、情報連携をしておらず、条例の取り扱いについては現時点で未確定。厚生労働省の通知を待って、取り扱いの方針を検討する。		
高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)による就学支援金の支給に関する事務 <u>(番号法別表123、別表主務省令第66条)</u>	学び直し支援金の支給に関する事務（県立学校） <u>(準法定主務省令の表7)</u>	条例から削除 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務 (別表第1教育委員会(3)、別表第2教育委員会(2))
	滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金の支給に関する事務 <u>(準法定主務省令の表8)</u>	条例から削除 国立または公立の高等学校等(特別支援学校の高等部を除く。)の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務(別表第1教育委員会(4)、別表第2教育委員会(3))

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）の一部改正により、個人番号を利用することができる事務として新たに準法定事務（同法第 9 条第 1 項に規定する準法定事務をいう。）が追加されたことに伴い、必要な規定の整理を行うため、滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例（平成 27 年滋賀県条例第 61 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 個人番号を利用することができる事務として条例で定める事務の一部の削除等を行うこととします。（別表第 1 および別表第 2 関係）
- (2) この条例は、公布の日から施行することとします。

滋賀県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用等に関する条例新旧対照表

旧		新	
本則・付則 省略		本則・付則 省略	
別表第 1 （第 2 条関係）		別表第 1 （第 2 条関係）	
執行機関	事務	執行機関	事務
知事	(1) 省略 (2) <u>高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号。以下「就学支援金法」という。）第 2 条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金（就学支援金法第 3 条第 1 項に規定する就学支援金をいう。以下同じ。）に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> (3) <u>私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等（就学支援金法第 3 条第 2 項第 3 号に規定する保護者等をいう。以下同じ。）に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> (4) 省略	知事	(1) 省略 (削除) (削除) (2) 省略
教育委員会	(1)・(2) 省略 (3) <u>高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> (4) <u>国立または公立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u> (5) 省略	教育委員会	(1)・(2) 省略 (削除) (削除) (3) 省略

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	<u>(1) 特定個人番号利用事務</u>	<u>当該事務の区分に応じ、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>
	<u>(2) 高等学校等を退学し、再び私立の高等学校等に入学した者に対する就学支援金に相当する額の支援金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>就学支援金の支給に関する情報（以下「就学支援金関係情報」という。）であって規則で定めるもの</u>
	<u>(3) 私立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）の生徒または学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>就学支援金関係情報であって規則で定めるもの</u>
教育委員会	<u>(1) 滋賀県使用料および手数料条例第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>就学支援金関係情報であって規則で定めるもの</u>
	<u>(2) 高等学校等を退学し、再び県立の高等学校に入学し</u>	<u>就学支援金関係情報であって規則で定めるもの</u>

別表第2（第2条関係）

執行機関	事務	特定個人情報
知事	特定個人番号利用事務	<u>当該事務の区分に応じ、法第19条第8号に規定する利用特定個人情報</u>
教育委員会	<u>滋賀県使用料および手数料条例第8条第1項の規定による同条例第2条第1項第1号に掲げる高等学校の授業料および同項第3号に掲げる通信教育受講料の減免に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第3条第1項に規定する就学支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの</u>

	<u>た者に対する就学支援金に 相当する額の支援金の支給 に関する事務であって規則 で定めるもの</u>	
	<u>(3) 国立または公立の高等学 校等（特別支援学校の高等 部を除く。）の生徒または 学生の保護者等に対する奨 学のための給付金の支給に 関する事務であって規則で 定めるもの</u>	<u>就学支援金関係情報であって 規則で定めるもの</u>